

次の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年6月3日

静岡県知事 鈴木康友

## 1 事業名

令和6年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業

## 2 事業の目的

経済のグローバル化や人口減少、少子高齢化が急速に進む中、本県は、県内企業支援や地域活性化を目的として、外国人材や外資系企業の活力取り込みを図り、「世界から選ばれる“ふじのくに”」の実現を目指している。

本事業では、地域活性化として、地域住民の多文化共生意識の醸成や、地域全体で外国人材を支援し、外国人材が抱える課題を解決できる土壌づくり、外国人材の地域住民への認知度向上等の、外国人材にとって「第二の故郷」とも言えるような住みやすい地域づくりに資する取組を展開することで、多様な外国人材を地域で受容するための土台づくりを目指す。

## 3 事業期間

契約日から令和7年3月21日（金）まで

## 4 契約限度額

1,499,960円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

## 5 受託者に求められる能力

本事業の受託者には、以下の能力が求められる。

- ・プロジェクト管理の知識・経験に長けている者を業務全体の責任者に据える等、本事業を円滑に遂行するために必要な組織、人員、管理能力等を有していること。
- ・対象地域の資源や産業、就業、生活及び外国人の居住状況を理解し、関係者と連携して、外国人材にとって住みやすい地域づくりに資する取組を遂行できる能力を有すること。

## 6 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) 静岡県から、物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成18年3月30日付け集用第103号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされているもの（申立てが予定されているものを含む。）でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75条)の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされているもの（申し立てが予定されているものを含む。）でないこと。

- (6) 静岡県外に本社を置く提案者にあつては、本委託業務の実施に当たって迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 7 手続き等

### (1) 担当部局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県地域外交局地域外交課  
電話番号：054-221-3325  
Eメール：kokusai@pref.shizuoka.lg.jp

### (2) 委託業者選定要領等の配布

#### ア 配布期間

令和6年6月3日（月）から令和6年6月11日（火）午前11時まで

#### イ 配布方法

静岡県ホームページ上：海外との交流

### (3) 参加届等の提出

ア 提出書類：企画提案を希望する事業者は、以下の書類を提出すること。

- ・令和6年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 委託事業者選定委員会参加届
- ・令和6年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 企画提案応募に係る誓約書の写し（原本は、（4）の企画提案書等の提出時に提出すること）

イ 提出期限：令和6年6月11日（火）午前11時必着

ウ 提出先：Eメールにて、静岡県地域外交局地域外交課（kokusai@pref.shizuoka.lg.jp）宛て送付する。なお、Eメール送信後、当課宛てに電話で着信確認を行うこと。

### (4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類：別添「令和6年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 企画提案書作成要領」に定める書類を郵送又は持参で提出すること。

イ 提出期限：令和6年6月18日（火）午前11時必着

ウ 提出先：静岡県地域外交局地域外交課（静岡市葵区追手町9番6号）

エ 提出部数：5部

## 8 審査方法

### (1) 選定基準

提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づき、「令和6年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 委託事業者選定委員会」において総合的に審査して決定する。

### (2) 選定方法

#### ア 審査

- ・企画提案の内容について、プレゼンテーションを実施する。  
[実施予定日時：令和6年6月21日（金）の指定した時間] ※時間は企画提案各者に別途通知  
[方法：オンライン会議システム「ZOOM」]  
[1者当たりの所要時間：プレゼンテーション15分程度、質疑応答10分程度]

#### イ 特定

- ・県は、企画提案の内容、業務の工程、実施体制、見積額、プレゼンテーション内容等を総合的に評価し、委託候補事業者1者を特定する。
- ・審査の結果は、プレゼンテーション実施後速やかに、プレゼンテーション実施者全員に連絡する。なお、審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。
- ・企画提案書を提出した事業者が1者のみの場合にも、上記選定方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。

#### ウ 協議

- ・県は委託候補事業者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は、当該事業者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、契約に当たっては、企画提案の内容（見積書を含む）をもって契約するとは限らない。
- ・委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「6 企画提案書を提出するために必要な要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

## 9 契約条件

### (1) 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

### (2) 契約保証金

免除する。

## 10 その他

- (1) 詳細は「令和6年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 企画提案書作成要領」による。
- (2) 本委託事業は公契約条例の対象となるため、契約時に「労働関係法令等遵守の誓約書」の提出を求める。
- (3) 照会窓口は、〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県地域外交局地域外交課（電話番号：054-221-3325）とする。